

平内町農業委員会からご親族へのお知らせ

農地の相続には農業委員会への届出が必要です。

① 死亡した方が農地を所有しているか確認してください。

- ・平内町以外にも農地を所有している方もおります。その場合はその農地の所在する農業委員会への届出が必要となります。

② 農地の所有地がありましたら、今後誰が耕作あるいは管理していくのか確認してください。

- ・農地の相続をして農業委員会に届出する際の届出書の質問事項です。

③ 農地を相続する際又は相続した後に農業委員会に必ず届出書を提出してください。

農地の相続を行う場合は必ず農業委員会へご連絡ください。

なお、農業委員会では農地のあっせんや相談をお受けしておりますので

農地のことについてのご相談等を随時受付しております。

平内町農業委員会事務局

電話 017-755-2117 (内線 255)